

平成29年度

大山崎町一般会計予算書

第10号議案

平成29年度大山崎町一般会計予算

平成28年度大山崎町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,163,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月23日 提 出

大山崎町長 山本 圭一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		2,526,889
	1 町民税	938,123
	2 固定資産税	1,486,846
	3 軽自動車税	21,420
	4 町たばこ税	80,500
2 地方譲与税		28,200
	1 自動車重量譲与税	20,000
	2 地方揮発油譲与税	8,200
3 利子割交付金		3,000
	1 利子割交付金	3,000
4 配当割交付金		17,000
	1 配当割交付金	17,000
5 株式等譲渡所得割交付金		9,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,000
6 地方消費税交付金		240,000
	1 地方消費税交付金	240,000
7 自動車取得税交付金		8,000
	1 自動車取得税交付金	8,000
8 地方特例交付金		11,000
	1 地方特例交付金	11,000
9 地方交付税		650,000
	1 地方交付税	650,000
10 交通安全対策特別交付金		2,500
	1 交通安全対策特別交付金	2,500
11 分担金及び負担金		113,070

(単位：千円)

款	項	金	額
	1 負担金		113,070
12 使用料及び手数料			62,636
	1 使用料		52,279
	2 手数料		10,357
13 国庫支出金			514,267
	1 国庫負担金		395,632
	2 国庫補助金		114,877
	3 委託金		3,758
14 府支出金			415,432
	1 府負担金		201,247
	2 府補助金		183,226
	3 委託金		30,959
15 財産収入			18,783
	1 財産運用収入		18,781
	2 財産売払収入		2
16 寄附金			52,612
	1 寄附金		52,612
17 繰入金			191,563
	1 特別会計繰入金		2
	2 基金繰入金		191,561
18 繰越金			5,000
	1 繰越金		5,000
19 諸収入			125,148
	1 延滞金・加算金及び過料		1,850
	2 町預金利子		72
	3 貸付金元利収入		25,040
	4 雑入		98,186

(単位：千円)

款	項	金額
20 町債		1,168,900
	1 町債	1,168,900
歳入	合計	6,163,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		107,047
	1 議会費	107,047
2 総務費		696,225
	1 総務管理費	556,503
	2 徴税費	64,813
	3 戸籍住民基本台帳費	58,871
	4 選挙費	11,273
	5 統計調査費	370
	6 監査委員費	4,395
3 民生費		2,044,274
	1 社会福祉費	1,144,805
	2 児童福祉費	899,469
4 衛生費		454,005
	1 保健衛生費	193,082
	2 清掃費	260,923
5 労働費		27,274
	1 労働費	27,274
6 農林水産業費		27,866
	1 農業費	16,965
	2 林業費	10,901
7 商工費		51,122
	1 商工費	51,122
8 土木費		590,585
	1 土木管理費	138,286
	2 道路橋りょう費	285,451
	3 河川費	100
	4 都市計画費	166,748

(単位：千円)

款	項	金 額
9 消防費		364,406
	1 消防費	364,406
10 教育費		1,264,585
	1 教育総務費	109,420
	2 小学校費	248,239
	3 中学校費	46,915
	4 社会教育費	266,390
	5 保健体育費	593,621
11 災害復旧費		2
	1 災害復旧費	2
12 公債費		525,609
	1 公債費	525,609
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	6,163,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度乙訓土地開発公社が大山崎町に代わって用地取得をするための事業資金の借入れに対する債務保証 平成29年度町道大山崎円明寺線改良工事用地購入事業	自 平成29年度 至 平成38年度	30,000千円に利子を加算した額
町立学校教職員校務用情報機器借上事業 (大山崎小学校、第二大山崎小学校、大山崎中学校)	自 平成30年度 至 平成34年度	36,300千円
校舎空調設備設置事業(その4) (第二大山崎小学校)	自 平成30年度 至 平成42年度	9,000千円
第二大山崎小学校プール移転事業	平成30年度	44,400千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
旧円明寺交番解体事業債	千円 900	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	政府資金又は民間資金等（証書借入又は証券発行）。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び民間資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。	政府資金についてはその融資条件、民間資金等の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
観光施設等整備事業債	15,100	〃	〃	〃	〃
町道整備事業債	141,300	〃	〃	〃	〃
交通安全施設等整備事業債	3,600	〃	〃	〃	〃
公園整備事業債	14,400	〃	〃	〃	〃
雨水施設整備事業債	7,700	〃	〃	〃	〃
避難所無線LAN整備事業債	2,000	〃	〃	〃	〃

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業債	86,700	〃	〃	〃	〃
放課後児童クラブ施設整備事業債	9,800	〃	〃	〃	〃
文化財保護施設解体事業債	1,000	〃	〃	〃	〃
史跡整備事業債	4,400	〃	〃	〃	〃
体育館整備事業債	504,500	〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	350,000	〃	〃	〃	〃
平成19年度臨時財政対策(借換)債	6,700	〃	〃	〃	〃
平成19年度減収補てん(借換)債	20,800	〃	〃	〃	〃
計	1,168,900				